

土木建築委員会会議記録

土木建築委員長 大友 栄二

1 日 時

令和3年12月7日（火） 午後1時03分から
午後2時27分まで

2 場 所

第1委員会室

3 出席した委員の氏名

大友栄二、井上明夫、吉竹悟、阿部英仁、高橋肇、二ノ宮健治

4 欠席した委員の氏名

荒金信生

5 出席した委員外議員の氏名

なし

6 出席した執行部関係者の職・氏名

土木建築部長 島津恵造 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 第110号議案、第111号議案及び第116号議案のうち本委員会関係部分については、可決すべきものといずれも全会一致をもって決定した。
- (2) 第106号議案については、可決すべきものと総務企画委員会に回答することに、第115号議案については、可決すべきものと文教警察委員会に回答することに、いずれも全会一致をもって決定した。
- (3) 国道388号（畑野浦～楠本バイパス（仮）楠本第一トンネル工事）の進捗状況について、県有地の処分について及び県営住宅への若年単身者の入居についてなど、執行部から報告を受けた。
- (4) 閉会中の継続調査について、所定の手続を取ることにした。
- (5) 県内所管事務調査について協議を行った。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課議事調整班 主任 井上友香
政策調査課政策法務班 副主幹 安達佑也

土木建築委員会次第

日時：令和3年12月7日（火）13：00～

場所：第1委員会室

1 開 会

2 土木建築部関係

13：00～14：30

(1) 合議議案件の審査

第106号議案 大分県使用料及び手数料条例の一部改正について

(付託委員会：総務企画委員会)

第115号議案 警察署の名称、位置及び管轄区域条例等の一部改正について

(付託委員会：文教警察委員会)

(2) 付託案件の審査

第116号議案 令和3年度大分県一般会計補正予算（第11号）

(本委員会関係部分)

第110号議案 工事請負契約の締結について

第111号議案 工事請負契約の変更について

(3) 諸般の報告

①国道388号（畑野浦～楠本バイパス（仮）楠本第一トンネル工事）の進捗状況について

②県有地の処分について

③県営住宅への若年単身者の入居について

④「大分県自転車活用推進計画」の次期計画の策定について

⑤「大分県住生活基本計画」の改訂について

⑥「大分県耐震改修促進計画」の中間見直しについて

⑦「大分県公営住宅等長寿命化計画」の改訂について

(4) その他

3 協議事項

14：30～14：40

(1) 閉会中の継続調査について

(2) 県内所管事務調査について

(3) その他

4 閉 会

会議の概要及び結果

大友委員長 ただいまから、土木建築委員会を開きます。

本日は、荒金委員が欠席しています。

まず、審査にさき立ち、執行部から発言をしたい旨の申出があったので、これを許します。

島津土木建築部長 議案説明にさき立ち、一言申し上げます。

このたび、国の経済対策において、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の取組の推進が決定しました。県議会においても、政府への要請活動など力強い御支援をいただきました。改めて御礼申し上げます。

対策の2年目である今年度補正予算については、昨年度よりもさらに前倒しで措置されたところであり、本県についても、この5か年加速化対策予算を積極的に活用し、県民の命と暮らしを守る強靱な県土づくりに全力で取り組んでいきます。

さて、今回は5か年加速化対策関連事業費、また、債務負担行為の補正等に関する予算議案など、合い議案件を含め5本の議案を審査いただきます。

この他にも、国道388号仮称楠本第一トンネルに係る工事の進捗状況や、当部が所管する計画の改訂など、計7件の報告をします。

この後、詳細な御説明をするので、何とぞ慎重な御審議をよろしくお願いします。

また、延期となっていた玖珠、日田、中津及び宇佐の県内所管事務調査の詳細日程について、本日の委員会で御協議いただくと伺っています。

昨年の7月豪雨で被災し改良復旧工事を進めている玖珠川や、広域道路ネットワークとして整備を進めている中津日田道路などを御視察いただく予定と伺っています。

引き続き、土木建築行政への御指導と御助言をよろしくお願いします。

大友委員長 それでは審査に入ります。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けた

議案3件、総務企画委員会から合い議のあった議案1件、文教警察委員会から合い議のあった議案1件です。

この際、案件全部を一括議題とし、これより審査に入ります。

初めに、合い議案件の審査を行います。

第106号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

中園建築住宅課長 第106号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正のうち、長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係事務の手数料の改正について御説明します。

お手元の土木建築委員会資料の1ページをお開き願います。

この法律は、長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた優良な住宅の普及促進を図ることを目的としたもので、今回の法改正は、手続の合理化と認定の促進を図る措置となっています。

1の法律改正の主な概要ですが、①の分譲マンションの認定手続の合理化については、これまでの住戸単位で認定を受ける仕組みから管理組合が一括して住棟単位で認定を受ける仕組みに変更されたことにより、手続などの簡素化が図られるものです。

また、②の容積率の特例制度については、市街地環境の改善を図ることを目的として、マンションを長期優良型の総合設計にて建築する場合、容積率の割増しが可能となる制度が新たに設けられたものです。

次に、2の手数料条例の改正概要についてですが、①の分譲マンションについては、住棟単位での認定申請となることから、別表第3の備考欄に手数料の算定方法を明記するなど、所要の整備を行うものです。

なお、手数料については、例に示すとおり、現行の住戸単位算定のベースとなる全体の床面積に応じた金額を基に、住棟単位で算出するこ

ととしています。

②の容積率の特例許可申請に係る審査手数料については、特例制度の新設に伴い、新たに審査手数料を設定するもので、算定にあたっては、建築基準法関係事務において同様の制度があるため、その審査手数料と同額とするものです。

3の施行期日については、法改正の施行日である令和4年2月20日からとしています。

大友委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

大友委員長 別に御質疑等もないので、これより採決します。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと、総務企画委員会に回答することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

大友委員長 御異議がないので、本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと、総務企画委員会に回答することに決定しました。

次に、第115号議案警察署の名称、位置及び管轄区域条例等の一部改正について、執行部の説明を求めます。

釘宮公営住宅室長 第115号議案警察署の名称、位置及び管轄区域条例等の一部改正について御説明します。

資料の2ページをお開き願います。

この議案は、このたび、大分市の大字の区域の一部が新たな区域へ変更されることに伴い、該当する区域にある県有施設の位置などの表示を改めるもので、関係する条例を一括して提出しています。この中で、土木建築部の所管する大分県県営住宅等の設置及び管理に関する条例について御説明します。

この条例では、各県営住宅の名称や位置を別表第一で定めています。今回の改正は、資料の1改正の理由にあるとおり、今回の大字区域の変更に伴い、大分市大字永興に位置している県営城南住宅の位置表示を改めるものです。

資料の2改正の内容の図で示した赤い点線部

分が城南住宅の位置です。左の図のとおり現在は大字永興ですが、右側の図、変更後は紫色の城南北一丁目、城南北二丁目、緑色の城南南一丁目、ピンク色の城南西一丁目と四つの区域にまたがることとなります。このため、図の下にある別表第一のとおり、県営城南住宅の位置を現行の大分市大字永興から大分市城南北一丁目、城南北二丁目、城南南一丁目及び城南西一丁目へ改めるものです。

なお、施行期日は、大分市が区域変更を施行する日と同じ令和4年1月8日としています。

大友委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

大友委員長 別に御質疑等もないので、これより採決します。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと、文教警察委員会に回答することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

大友委員長 御異議がないので、本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと、文教警察委員会に回答することに決定しました。

続いて、付託案件のうち、補正予算について審査します。

第116号議案令和3年度大分県一般会計補正予算（第11号）のうち、本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

島津土木建築部長 それでは、第116号議案令和3年度大分県一般会計補正予算（第11号）に関する土木建築部関係の歳出予算の補正内容について御説明します。

資料の3ページを御覧ください。

まず、1の補正予算額の表の区分欄、一般会計の中頃、太枠で記載している計欄を御覧ください。

既決予算額979億9,722万7千円に、その右の今回補正予算額267億6,735万6千円を増額すると、さらにその右の計（A）の欄にあるとおり、補正後の土木建築部の一般

会計歳出予算総額は、1, 247億6, 458万3千円となります。

増額の理由としては、冒頭申し上げたとおり、国の経済対策による防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策予算を、積極的に受け入れたことによるものです。災害に強い強靱な県土づくりを加速させるため、緊急輸送道路の整備や河道の掘削、砂防ダムの建設などに集中的に取り組むことができるよう、(公)道路改良事業など26事業について、補正をお願いするものです。

以上で、私からの説明を終わります。

このあと、債務負担行為の補正及び繰越明許費の補正について土木建築企画課長から御説明します。

渡辺土木建築企画課長 続いて、債務負担行為について御説明します。

資料の4ページをお開き願います。

2 債務負担行為の補正(追加分)についてです。

ゼロ県債については、債務負担行為の積極的な活用により、施工時期の平準化を進めるとともに、河床掘削や道路法面の崩壊・落石対策など梅雨時期の前までに行わなければならない事業などに対し、一般会計で24事業35億円の設定をお願いするものです。

なお、昨年度は50億円を設定していましたが、今回は国の補正予算を前倒して執行できることを考慮し、35億円の設定としています。

続いて、資料の5ページを御覧ください。

3 繰越明許費(限度額)についてです。

今回、繰越明許費を設定する事業は、国の補正予算を受け込んだ事業で、発注時に適切な工期を確保する必要がある事業について、表の太枠で記載しているとおり、一般会計公共事業で追加分4件4億9,700万円、変更分18件135億4千万円の繰越明許費の設定をお願いするものです。これに、第3回定例会で承認をいただいた既決分を加えると、一般会計と特別会計の合計で、263億9,700万円となります。これらについては、前払金や部分払いなどによって、可能な限り年度内支出に努めます。

なお、今後事業を進めていく上で、現場の状況変化など不測の事態が生じた場合は、契約済のものも含め、令和4年第1回定例会において、改めて繰越明許費(限度額)の追加又は変更をお願いします。

大友委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

高橋委員 素人なので教えてください。今回、補正予算で約267億円と大きな額が、かなりたくさんの道路改良事業でこの時期にあがっていますが、私は一般市民ですが、特にいつも感じていたのは、年度末になると、えらくあちこち道路を掘りくり返しているなど。何でもっと前から順番にやっついていかないのかと。

今回もほとんどが土木費で、約267億円とある意味物すごい額ですよ。これはやはりこの時期じゃないとできないのか。一般の県民にとってみれば、ちょっと行けば道路工事、ちょっと行ったらまた道路工事と。それよりも順番に1年間通じてやってくれた方がよほど都合がいいのにと。その辺の仕組みはどうなっていますか。

島津土木建築部長 今回の約267億円という非常に大きな補正予算は、冒頭申し上げたとおり、緊急の経済対策も含め、国の補正予算で措置されていて、これから国で額が最終的に固まってくることとなります。県としては、そこは最大限受け入れるため、年度末の12月のこの時期に補正を行います。

昨年度からこの5か年加速化対策は、国の補正予算で措置されています。県としても計画的な執行をするためには、年度当初にこの予算措置をしてもらうことが最も望ましいということは国にも申ししていますが、現時点では補正予算での措置となっています。

高橋委員 分かりました。

二ノ宮委員 私は由布市に住んでいますが、去年の7月豪雨の関係で、玖珠郡も同じだと思いますが、とにかく業者が忙しいと。特にユンボとかの機械が取り合いと言うとおかしいですが、私も日曜日に借りたいと思って、5、6件探し

ましたが、全然だめでした。さらに、こういう大きな事業ができて、もちろん、債務負担行為とかで平準化していると思いますが、到底間に合わないのではないかという気がしています。

そこで、7月豪雨災害は玖珠郡とか由布市とかに集中していたので、全県からの応援を何とかお願いしたいということです。1回言ったと思いますが、そこまでしないとなかなかこの予算は使えないと思っていますが、その辺を聞かせてください。

島津土木建築部長 災害復旧事業については、県としても全力をあげて、今取組を震災以降進めています。特に御指摘いただいた玖珠郡、由布市における被災の状況、あわせて日田市も含めて非常に厳しい状況があり、建設業協会をあげて対応いただいています。なかなかかなわない部分もあり、非常に心苦しく思っています。

そうした中、いかに早く仕上げていくかということで、今、委員が御指摘のとおり、通常、玖珠郡であれば玖珠郡の業者をお願いしているところを、例えば、中津市のエリアまで拡大して入札し、中津市の業者にやっていただく。同じように、由布市についても、この12月に開札を予定している工事については、別府土木事務所の管内まで広げて入札することにより広域的な対応ができないか取組を進めています。

引き続き全力で取り組んでいきます。

大友委員長 ほかに御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

大友委員長 ほかに御質疑等もないので、これより採決します。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

大友委員長 御異議がないので、本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第110号議案工事請負契約の締結について、執行部の説明を求めます。

竹島道路建設課長 第110号議案工事請負契約の締結について御説明します。

資料の6ページをお開き願います。

本議案は、大分市庄境から乙津町までの間で整備を進めている、一般国道197号鶴崎拡幅事業の中の乙津橋に係る工事請負契約の締結についてです。

ページ右下の写真にあるとおり、慢性的な交通渋滞が発生するとともに、歩道が狭小なため歩行者が危険な状態であるなどの課題があることから、延長2,800メートルの現道拡幅を実施しているものです。

本工事は、事業平面図左側の橋梁上部工の工事を行うものです。

続いて、7ページ左上を御覧ください。

今回の工事は、橋梁上部工、延長256メートル、契約金額は、10億5,396万5千円で、工期は、着工が契約締結の日の翌日、完成が令和6年3月29日とし、入札の結果により、三井住友建設鉄構エンジニアリング株式会社大分営業所及び株式会社臼杵造船所の2者から構成される三井住友建設鉄構エンジ・臼杵造船特定建設工事共同企業体と工事請負契約を締結したく、議会の承認をお願いするものです。

大友委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

大友委員長 別に御質疑等もないので、これより採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

大友委員長 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第111号議案工事請負契約の変更について、執行部の説明を求めます。

成瀬河川課長 第111号議案工事請負契約の変更について御説明します。

資料の8ページをお開き願います。

本議案は、竹田市大字志土知・川床の玉来川に堤高52メートル、堤頂長145メートル、堤体積約18万立方メートルの重力式コンクリートダムを建設する玉来ダム建設事業の本体部

で、平成29年3月31日に大成・菅・友岡特定建設工事共同企業体と契約した玉来ダム本体建設工事の工事請負契約について変更するものです。

本案件については、令和3年第3回定例会の常任委員会において、諸般の報告にて説明しましたが、内容が確定したので改めて御説明します。

主な変更理由は、左下の図に示すように、緑色の低透水層やその他の着色の高透水層などが何層にも重なった阿蘇火砕流地帯特有の非常に複雑な地質への対応が必要となったことによるものです。

資料の9ページを御覧ください。

玉来ダムでは、止水対策工としてカーテングラウチングを計画しており、中央上段の図面がカーテングラウチングの計画平面図となっています。カーテングラウチングとは、地中の岩盤の亀裂を塞ぐことで止水壁をカーテンのようにつくる工法です。赤色の着色箇所がダムの位置で、洪水時に湛水した際、水圧がかかり下流で山腹崩壊などを引き起こす危険があります。この対策として、青の実線の位置にカーテングラウチングを行い、地下水の浸透を防ぐ計画としています。

資料左側の写真が止水対策を行う対象岩盤の写真です。上段の写真が工事着手前に確認できた河床部の岩盤状況で、下段の写真が基礎掘削完了後の岩盤状況となっており、基礎岩盤に当初想定より亀裂が多く、幅も広いことが判明しました。この結果を踏まえ、国と協議を進めたところ、追加の対策が必要となりました。

資料右側の止水対策計画図はカーテングラウチングの計画を真上から示したものです。当初計画では青丸の位置に、1.5メートル間隔で複列にカーテングラウチングの規定孔を計画していました。しかし、これだけでは止水目標を達成することは困難となったため、赤丸の位置に、改良範囲の外側付近の亀裂を事前に塞ぐ補助止水対策工を追加しました。また、青色の丸の規定孔に加えて緑色の丸の位置に、追加孔を実施しています。

これにより、補助止水対策工の追加、規定孔に加えて追加孔を実施することで約20億8千万円増額するものです。

また、資料下段を御覧ください。

ダム下流部の水流の勢いを消す減勢工区間において、岩盤線に変更が生じたため、必要な強度を確保するための置換コンクリートを追加し、約8億3千万円増額するものです。

これにより、契約金額は、現契約121億6,143万5,668円に対し、変更150億6,884万9,221円となり、29億741万3,553円の増額を見込んでいます。

大友委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

高橋委員 その変更によって、工期は最初と変わらないですか。やはりその分長くなりますか。

成瀬河川課長 工期は、何より地元の方々の安全を第一にと考えているので、様々な工夫を凝らし、当初の計画どおり来年度末の完成を見込んでいます。

二ノ宮委員 変更請負金額の場合の落札率は何%ですか。変更したときの額の落札率。

成瀬河川課長 資料の8ページに記載していますが、当初の契約の落札率は81.2%なので、変更についても同じ率で契約する形になっています。

二ノ宮委員 すみません、聞き方が悪かったですが、当初の設計金額に対して、150億6,800万円というのは何%ですか。

成瀬河川課長 当初の設計金額が115億4,930万4千円です。それに対して、当初の契約額が93億8,088万円の落札率81.2%になります。それから、2回変更しているので、今回議案で説明しているのは、121億6,143万5,668円から約150億円の増額になっているので、当初からいくと約94億円から約150億円の増額になります。

島津土木建築部長 お問合せの件は、当初から最終変更でどれくらい増額したか、その率はいくらかという御趣旨でいいですか。123.9%、約124%ですね。

二ノ宮委員 当初は約9.4億円から始まったということですか。

成瀬河川課長 当初は約9.4億円からスタートしています。

島津土木建築部長 すみません、当初と申しましたが、2回目の変更からの増額率です。失礼しました。

大友委員長 ほかに御質疑等はありませんか。
〔「なし」と言う者あり〕

大友委員長 ほかに御質疑等もないので、これより採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

大友委員長 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、執行部より報告をしたい旨の申出があったので、これを許します。

まず、①と②の報告をお願いします。

竹島道路建設課長 令和3年3月に契約した国道388号の仮称楠本第一トンネル工事の進捗状況について御説明します。

資料の10ページをお開き願います。

本事業は、佐伯市蒲江の国道388号において、急カーブや幅員狭小などの課題に対し、延長7,400メートルの畑野浦楠本バイパスとして整備しているものです。

本工事は、左下平面図の中央・赤色実線部の未整備区間のうち、赤で旗揚げしている仮称楠本第一トンネルのトンネル工事を行うものです。トンネルの延長は278メートルで、8月下旬にトンネル掘削に着手し、現在も掘削作業を順調に進めています。

11ページを御覧ください。

次に、工事の変更内容について説明します。

本トンネルに近接してモジャコの畜養が行われており、モジャコへの影響に配慮し、例年畜養が完了する6月末まではトンネル発破掘削着手を見合わせ、7月初旬から着手する予定でしたが、今年度はモジャコの記録的不漁に伴い、畜養期間が延長され、8月下旬からのトンネル発破掘削に着手となったことから、約2か月の

工期延伸が必要となります。

また、一部の区間において、トンネル掘削時に当初想定より強固な岩盤が出現したため、掘削補助工法が不要となったことにより減額となります。

これによって、工期は当初の令和4年3月30日までに対し、令和4年5月31日まで、また契約金額は、当初の1.1億5,830万7,150円に対し、約2千万円の減額を見込んでいます。

これについては、次回の令和4年第1回定例会において工期の延伸及び金額変更の契約議案を上程したいと考えています。

岸元港湾課長 資料の12ページをお開き願います。

まず、1の土地の所在地、地目、面積についてですが、今回処分しようとする土地は、大分港大在地区大在公共埠頭の一部分で、右図の赤い線で囲んでいる売却予定箇所と表示しているエリアです。当エリアには現在15社の企業が物流や荷役サービスなどの提供を行っています。現況の地目は宅地で、処分の対象総面積は、2.2万1,459.51平方メートルです。

続いて、2の処分理由・方針についてですが、大在公共埠頭では、現在、右図の右上、黄緑色で表示した3か所の埠頭用地をRORO船のシャシー置場として利用していますが、現状の面積では不足しており、また、今後のRORO船の取扱貨物量の増加を見込むと、シャシー置場のさらなる拡充が必要となっていました。

そこで、令和元年度に、隣接する大在西地区（6号地C-2地区）に機能強化した岸壁の整備とあわせ、右図の黄色の線で囲んだ場所に必要なシャシー台数が確保できる埠頭用地を整備する新たなRORO船ターミナルの計画を策定しました。新たな計画では、右図の赤い線で囲んでいる売却予定箇所の物流関係事業者が立地しているエリアとほぼ同面積の埠頭用地が整備されることとなり、当エリアが埠頭用地として利用される見込みがなくなったことから、令和元年11月に港湾計画を改訂し、当エリアを埠頭用地から売却も可能な港湾関連用地へ変更し

ました。

県としては、当エリアに立地している物流関係事業者が今後もこの場所に定着して、物流や荷役サービスの提供を継続し、大在地区の物流機能の一翼を担うことを期待しており、このたび法令等に基づき、現在貸付けを行っている事業者売却の方針で手続を進めています。なお、買受けを希望しない事業者については、これまでどおり貸付けを継続することとしています。

続いて、3の売却方法ですが、地方自治法施行令及び随意契約ガイドライン等に基づき随意契約を行い、土地鑑定評価による予定価格を設定し、見積入札を行うこととしています。

また、右上の(3)にあるように、県有財産条例に基づき、予定価格が7千万円以上かつ2万平方メートル以上の土地に係る契約となる場合は、令和4年の第1回定例会において議案を上程する予定です。

なお、売却予定箇所を含む大分港大在地区(大在公共埠頭)は、今後も物流拠点として活用していく必要があることから、物流業の支障となるマンション等の建物の立地を制限する臨港地区及び分区(商港区)の指定手続もあわせて行っています。

大友委員長 ただいまの報告について、質疑、御意見などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

大友委員長 別に御質疑等もないので、次に、③と④の報告をお願いします。

釘宮公営住宅室長 県営住宅への若年単身者の入居について御報告します。

資料の13ページを御覧ください。

まず、1の現状及び課題についてですが、県営住宅の入居資格は大分県県営住宅等の設置及び管理に関する条例第6条に定められており、その一つに同居する親族があることとの規定があります。そのため、県営住宅への入居には1人以上の同居親族が必要となり、過疎地域に所在する住宅へ入居する場合や、非過疎地域の住宅に高齢者・障がい者等が入居する場合などの例外はあるものの、現制度においては、60歳

未満の単身者は入居が認められていません。

一方で、これまで行財政改革推進委員会や議会等からも御指摘・御要望をいただいておりますが、特にエレベーターのない3階から5階の中層階の住宅については、入居世帯の多数を占める高齢者・子育て世帯のニーズが低下していることなどから、空き家が増加傾向にあり、入居率向上のための取組が求められています。

また、コロナ禍における県民の雇用や所得への影響が今後も懸念される中で、高齢者や子育て世帯等のみならず、いわゆる若年単身者に対する居住支援も必要と考えます。

こうした状況を踏まえ、若年単身者への居住支援策として、空き家を活用した県営住宅の提供のための制度改正を検討しています。

次に、2の制度改正(案)のポイントについてですが、若年単身者(60歳未満)の入居を認めるにあたっては、高齢者や子育て世帯等の入居機会を妨げないよう配慮する必要があると考えています。

そのため、条例第6条に規定する同居親族要件は改正せず、同条例施行規則第1条の2の単身入居を認める者(資料①～⑧)の規定に、新たに住宅の所在する地域や入居状況等を勘案して若年単身者の入居を柔軟に認められるよう規定を追加する方向で検討しています。

最後に、3の今後のスケジュールについてですが、さきほど御説明した規則改正にあたっての考え方や方向性について、1月にパブリックコメントを実施し、その結果を踏まえて、4月1日施行を目指し、3月中に規則改正を行う予定です。

竹島道路建設課長 資料の14ページをお開き願います。

資料の左側を御覧ください。大分県自転車活用推進計画は、平成29年5月に議員立法で施行された自転車活用推進法に基づき、令和元年12月に策定したものです。

本計画は、自転車に関する現状・課題を踏まえ、自転車利用の促進等による健康寿命日本一の実現、サイクリスト・フレンドリーなおんせん県おおいたの実現、自転車交通の役割拡大に

よる良好な都市環境の形成、自転車事故のない安全で安心な社会の実現の四つの目標を掲げており、関連施策を着実に実行するため、全庁横断的な体制の下、自転車の活用を推進しています。

計画期間が今年度末までとなっていること、また本年5月に、国の自転車活用推進計画の第2次計画が策定されたことから、本県においても次期計画の策定を行うこととしています。

資料の右側を御覧ください。次期計画の策定では、大きく二つの視点での見直しを進めています。

一つ目が、国の第2次自転車活用推進計画を踏まえた点です。コロナ禍における通勤や配達目的等による自転車利用のニーズが高まるなど、生活様式・交通行動が変容してきました。また、自転車利用者が増加する中で危険な運転防止や損害賠償責任保険等への加入促進など、社会情勢の変化等による計画の見直しがなされています。

二つ目は、県の施策・取組等を踏まえた点です。本年4月から施行された大分県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例による、ヘルメット等の被害軽減器具の使用や自転車損害賠償責任保険等への加入に関する内容、さらに、広域サイクルルートの設定やツール・ド・九州の開催などの施策推進に伴う見直しを考えています。

計画期間については、国の計画期間も踏まえ、令和8年度までの5か年計画としています。

最後に、今後の予定についてです。今月下旬から1か月間パブリックコメントを行い、3月末に完成・公表できるよう進めていきます。

大友委員長 ただいまの報告について、質疑、御意見などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

大友委員長 1点聞きたいんですが、自転車活用推進計画のところですね。この場で聞くのがいいか分かりませんが、先日、テレビを見ていたら、キックボードが今結構はやっていて、ナンバーを付けなきゃいけないものとか、付けなくていいものとか、いろいろ基準があるようで

すが、今議会——中津市議会でもレンタルキックボードの活用とか、そういうものが質問の中で出ています。そのキックボードとかの取扱いについて聞きたいのですが。

竹島道路建設課長 この計画はあくまで自転車ということで、大友委員長が言われたキックボードの話については、全く触れられていない状況となっています。

大友委員長 自転車に分類するんじゃないかな。しないかな、分からないかな。

竹島道路建設課長 すみません。そこを確認し、今度御説明に伺います。

大友委員長 ほかに御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

大友委員長 ほかに御質疑等もないので、次に、⑤と⑥の報告をお願いします。

中園建築住宅課長 大分県住生活基本計画の改訂について御説明します。

資料の15ページを御覧ください。

資料左上1の計画の位置づけに記載のとおり本計画は、住生活基本法に定められた都道府県計画であり、大分県長期総合計画や土木建築部長期計画等を踏まえ、本県の住宅施策の理念や目標、基本的な施策等を定めたものです。平成18年度の策定から、その後の社会情勢等の変化に対応するため、おおむね5年ごとに見直しを行っており、昨年度、国の全国計画が改定されたことなどを踏まえて今回見直しを行うものです。

資料右上2の現計画の概要と達成状況を御覧ください。

本計画は、地域の自然や文化を活かした安全で豊かな住生活の実現を基本理念とし、三つの基本目標を掲げて取り組んでいます。主な成果指標の達成状況としては、表の一番上高齢者向け住宅等の割合が目標値4%に対して実績4.2%となるなど、各成果指標について、おおむね順調に達成しています。

資料左下3の主な見直しの概要を御覧ください。

現状と主な課題として、高齢者や障がい者などの住宅確保要配慮者の入居に対する賃貸住宅

の大家の不安を解消し、受け入れていくマッチング体制の構築、カーボンニュートラルの実現に向けた建築物の省エネ化、老朽化マンションの適正な管理が必要となっています。

このため、新たな取組内容として、居住支援ネットワーク体制を市町村ごとに構築するほか、省エネ建築物の推進を図るため、技術者の育成などにも取り組んでいきます。

また、マンション管理適正化法の改正に伴い、マンション管理適正化推進計画を今回から新規で追加しています。

今後のスケジュールは、来年の1月にパブリックコメントを行い、3月に公表する予定としています。

続いて、大分県耐震改修促進計画の中間見直しについて御説明します。

資料の16ページをお開き願います。

本計画の概要は、1に示すとおり、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、建築物の地震に対する安全性を確保することを目的として、耐震化の目標や基本方針等を定め、耐震診断及び耐震改修の促進を図るものです。

2の計画の位置付けについては、災害対策基本法に基づく大分県地域防災計画及び大分県住生活基本計画と整合を図るとともに、市町村の耐震改修促進計画とも連携しています。

今回の見直しの目的は、右上の3に示すとおり、計画の中間期を迎えたことから、令和2年度の目標に対する実績を検証し、令和7年度に向けて、取組内容の強化を図るものです。

4の耐震化の達成状況についてですが、住宅は、目標82%に対して実績84%となっています。

次に、その下の特定建築物は、目標94%に対して実績90%と目標を下回っています。これについては、一番下の民間建築物の耐震化の実績が87%と低いことが要因となっています。

次に、左下5の主な見直しの概要についてです。

特定建築物のうち、ホテル、旅館等の大規模建築物については、これまで耐震化事業を実施していますが、今後は、大規模以外の民間建築

物についても、所有者に対する意向調査等を実施し、市町村との連携による積極的な情報発信を行うなど、耐震化の取組を強化していきます。

また、住宅については、さらなる耐震化につながるよう、高齢者世帯等を対象とした支援制度の充実や、リフォーム支援事業の実施者への積極的な情報提供を行うとともに、平成12年5月以前に着工した住宅についても、耐震アドバイザー派遣制度を活用するなど、相談体制の強化を図っていきます。

今後のスケジュールは、来年の1月にパブリックコメントを行い、3月に公表する予定としています。

大友委員長 ただいまの報告について、質疑、御意見などはありませんか。

高橋委員 県の住生活基本計画、主な見直しの概要の現状と主な課題の中で、管理組合の存在が確認できないマンションが多く存在しているということで、古くなっているマンションや戸建住宅で今、空き家とか老朽化がすごく問題になっていますが、老朽化マンションなどは大体どこに集中的にあると言うか、やはり大分市内に多いですか。

中園建築住宅課長 主に大分市及び別府市に集中している状況です。

大友委員長 ほかに御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

大友委員長 ほかに御質疑等もないので、次に、⑦の報告をお願いします。

釘宮公営住宅室長 大分県公営住宅等長寿命化計画の改訂について御報告します。

資料の17ページを御覧ください。

資料左側1の現行計画の概要の①を御覧ください。現行計画は平成21年に策定した後、5年後の平成26年に改訂し現在に至っており、令和5年までの計画期間となっています。

次に、②の目的ですが、この計画は、長期的な視点から、県営住宅ストックの適切な維持管理、計画的な修繕や改善、建替等を実施し、ストックの長寿命化及びライフサイクルコストの縮減、事業量の平準化を図ることを目的に策定しています。

次に、③の主な内容ですが、長寿命化に関する基本的な考え方として長寿命化及びライフサイクルコストの縮減に関する方針や計画期間における目標管理戸数等のほか、住宅ストックを今後どのように活用していくかを選定する方法や、建替や改善工事など各々の事業の具体的な実施方針などを定めています。

なお、この計画は資料の左下④にあるとおり、今年度改訂を予定している大分県住生活基本計画や昨年度策定した大分県公営住宅マスタープラン2020に基づく個別の計画となっています。

次に、資料の右上を御覧ください。改訂の理由ですが、前回の改訂から5年以上が経過しており、多様化する県民ニーズを反映する必要があること、また、上位計画である住生活基本計画の改訂やマスタープランの策定などに伴い、これらとの整合を図り、今後も県営住宅の維持管理等をより適正に行い長寿命化を図っていききたいことから改訂するものです。

次の3改訂の概要ですが、①として、住宅ストックを建て替えるのか、修繕するのか等を判断する選定基準を見直します。具体的には追加項目にあるとおり、住棟が災害危険区域内にあるか否かといった立地状況や、改善工事と建替各々のライフサイクルコストをあらかじめ算出した上で比較する項目を追加します。

また、見直し項目にあるとおり、既に全ての住棟で基準を満たしている耐震性や避難ルートの確保などについては項目を見直すこととしています。

次に、②として、大分県公営住宅マスタープラン2020で定めた目標管理戸数を踏まえて、長寿命化計画期間内に目指す目標管理戸数を見直します。

なお、③のとおり、今回の改訂により、新たな計画期間を令和13年までの10年間と設定し、5年をめぐりに必要に応じて見直ししていきます。

最後に、4の今後の予定ですが、今月中に素案を作成し、年明け1月にパブリックコメントを行い、令和4年第1回定例会で御報告した後、

成案を公表する予定としています。

大友委員長 ただいまの報告について、質疑、御意見などはありませんか。

井上副委員長 右側の改訂の概要の中で、見直し項目が、耐震性、避難に関する安全性は全部条件を満たしているから項目の見直しをすることでしたが、見直しの具体的な内容を教えてください。

釘宮公営住宅室長 耐震性、避難に関する安全性ですが、具体的にこれらの項目については全て満たしているから、こういった項目は削除する方向で今検討しています。

井上副委員長 見直し項目を新たに作るわけではなく、これについてはもう満たしているから、見直し項目はなくすということですね。

釘宮公営住宅室長 はい。

大友委員長 ほかに御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

大友委員長 ほかに御質疑等もないので、これで諸般の報告を終わります。

委員の皆さま、この際、何かありませんか。

阿部委員 質問じゃなくて、今後どうなるのかなという思いの中で聞きたいですが、先般、特に土木関係の業界の皆さんと一緒に教育委員会に、今、働き手が非常に少ない、特に若い人たちがこういう3K——3Kと言うと大変失礼ですが、俗に言うそういう世界で、汚れることを嫌ったりして、学校を卒業する方々が即そういう業界に入らないということ、また、教育関係もかつてより、農業関係の高校がなくなったように、土木関係もそういう技術関係の学科がどんどん少なくなり、やはり今後の担い手確保のためにも、子どもたちにもう少しこういう業界、こういう業種に対して関心を持ってもらうよう、教育環境の中からも推し進めていかなければならないということで、新たな学科を作ってほしいとか、今、高校にある学科だけではなく、そうではない教育機関に対しても学科を新設してほしいとか、そういう要望をしました。

現状では外国人の研修生によるところも非常に多いということ、そして、国は働き方改革でどんどんいろんな社員の福利厚生と言うか、例

えば、土曜、日曜、祝日は休みにしなさい、残業はできるだけ少なくしなさいとかですね。

そうしてみると、さきほど質問にも出ましたが、今回も大型補正がこれだけばっと付いて、仕事はどんどん出てくるわけですね。ところが、働き手がないわけです。取りたくても取れない、仕事を受注したくても働き手がない状況にもなってくるでしょうし、また、災害はどんどん頻繁に、かつてより短期間に各所で起こる。災害に対しても取組をしなければならない。

そういう状況の中で、果たしてこのままでいいのか。私が言わんとするのは、皆さんは、例えば、公共事業では発注者ですね、そして、受注者がいますね、業界の皆さん。このままの状況の中でずっと横滑りして行って、果たしているんな執行が今までと同じようにできるのかなと、こういう思いを持った上で、発注者側と受注者側とがどうあったらいいのか、そういう話もやらなければならないのかなという感じがします。

特に社員の日曜祝日は絶対休みにしなさいと、来年からそういう通達も出るようですが、先般、玉来ダムの視察をしました。私も初めて行きましたが、そのとき聞いたら、これは大成建設、菅組、友岡組が組んで3者JVでやっているということですが、いろいろ聞いたら、大成建設という元請——元請と言うんじゃない、親になるのかな。そこの社員は10人ぐらいしか来ていない。あとは菅組とか友岡組の人たちが、あの中を全部やられている。

そうしてみると、いろんな働き方改革をしても、超大手はすぐにそれに対応できますが、やはり地元の菅組であろうと、地元の古豪で県内の大手、梅林建設であろうと、そういうところでも、やはりそれに対応していくのは非常に難しくなってくるのではないかと感じがします。

だから、国のこういう施策と言うか、それが超大手の、さきほど言った10人しか派遣していない大成建設を基準に作られているのではないかなと、これは私の憶測ですが、そう思えてならないです。

状況をおもんばかって、大分県として、どういう体制をこれからしていくということを将来に向け、議論していくべきではないか。されているなら、どういう議論をしているのかを聞かせてもらいたいし、そこをどう考えているか、取り留めのない話で思いの一端を述べましたが、教えてください。

島津土木建築部長 阿部委員から非常に高い見地からの御見識を伺いました。即座に答えをお返しできればいいですが、なかなか非常に難しい問題だと、私も認識しています。

やはり業界全体として、国全体として、担い手不足は、建設業界にとどまらず、様々な業界で大きな課題となっており、ある意味、人の奪い合いという形になっていると認識しています。

その中で建設産業は、やはり地域の守り手としてなくてはならない存在で、これまで造ってきた社会資本をいかにしっかりと維持管理していくか、またこれからも造っていくか、それは地域の正に骨格となるもので礎ですから、それが守られないと、これからの災害にも対応できないということで、本当に欠かすことのできない産業だと理解しています。

そこに若い方々を含め、いかに入職していただき、また、魅力のある職場としてこれから栄えていくのか、正に我々発注者と、受注者、あるいはコンサルタントの方々を含め、業界全体としてどのようにあるべきか、どのように改善していけばいいのかを考えていかなければならないと思っています。

一つの取組としては、産学官で構成するBUILD OITAという組織を作っています。この組織の中で、例えば現場見学会、次代を担う子どもたちに建設現場に対する正しい理解をしてもらうための現場見学会をして、子どもたちに建設現場に触れてもらう。そこに親御さんも来ていただき、親御さんの理解も深めていただくような、まずは若年層をターゲットにした取組、またその上の高校生を対象とした現場見学会もしており、さらに進んで就職を迎えた子どもたちに対するインターンの受入れ、そして、説明会といった取組も、県の職員が自らそれぞれ

れの地域の大学に出向いて行っています。

さらに進んで、工業系の高校だけではなく、普通科高校にも今、土木の業界に対するPRをしており、例えば、大分舞鶴高校に伺い、大分県庁でこういう仕事をしている、あるいは建設業はこんな仕事をしているということを、一旦は県外の大学に行きますが、戻ってきてもらい、県内の建設業でぜひ就労してほしいという呼びかけを進めています。

一方で、業界の魅力を高めていく取組も非常に大切だと思っています。今御指摘いただいたように、土日にしっかり休めることが若い方々が就職する際の大きな一つのポイントになっています。土木科を出た子が、土木の会社ではなく、コンビニで働きたいと。週休2日だからという理由を聞くことがあります。そこで、我々も週休2日については強く意識をし、業界全体として整うようにしていかなければいけないということで、今年度から週休2日を前提とした積算に改めています。

さらに、週休2日とはいえ、実際に現場を預かる現場の代理人は非常に忙しいということで、それはなぜかという、現場は休んでいるが、検査のための書類を作らないといけない。管理資料を作らないといけない。それを土日しているということがありました。

したがって、そこをいかに書類を簡素化するかということで、設計者の書類の簡素化部会を作り、そこに業界の方々にも入っていただいて、若手の人たちから直接意見を聞き、3年連続で進めています。実際に書類を簡素化し、職員がいかに土日を休めるようになったかをフォローし、実効性の高い取組を短期的にやっています。

そうした短期的な職場の処遇改善と、あわせて中長期的にはやはりICTを活用した政策は欠かせないと思っているので、生産性を高めることによってやっていく、少ない人間でいかに現場を回していくかということも取り組んでいかなければならないと思っています。

ところが、今、阿部委員が言われたとおり、今の国の政策としては、国土交通省がやる大きなロットの工事ではかICT機器がなかなかコ

ストがうまく回らないような課題もあります。

また、それを使いこなせる技術者がいないという課題もあります。その課題について一つ一つ分析しながら、我々がやっている工事に対し、どうやったら使えるようになる、あるいはどうやったら技術者がICTを使いこなせるようになるのかについて、一つ一つひもときながら対策を講じていこうと。

特に若手技術者の育成については、それぞれの支部でICTに係ることについて、例えば、着工前の測量とか出来形の管理でICTを活用することにより、合理的に人を使わずにできる内容の勉強会も進めています。

そうしたいろいろな部分を複層的に行いながら、課題の解決に向けて取り組んでいく必要があると思っていますが、何分にも状況は非常に厳しいと思うので、仰せのように、業界をあげて、みんなで知恵を絞りながらやっていく必要があると認識しています。

また、委員の先生方にも、ぜひ大所高所から御指導いただければと思います。どうぞよろしくお願いします。

阿部委員 よく私も話をするのは、働き手の希望者が少ないと。では、希望する人を多くするためにどうするか、要するに働く環境と言われると思いますが、それともう一つは、例えば、他の同じ卒業生、友人と比較したときに、やはりこの業界では高い所得が得られることが分かれば、これはまた違った意味で、将来に対しても安定的という示しができ、そこに希望する人たちも増えるのではないかと。

そうなれば、これはできることではないかもしれませんが、やはり少なくとも公共事業における落札率を高くしていくところも、さきほどの81.2%ね。81.2%よりも90%で落とした方がいいわけですよ。98%の方がまだいいわけですよ。100%に近いのが一番いいわけですよ。

そういう事柄、これはできることではないかもしれませんが、いろんな話を、どうしたらそういう状況をつくることができるのかを、やはり私は冒頭言ったように、発注者側と受注者側

との話、要するに、お互いが知恵を出す機会があるのではないかなという思いがします。

また、総合評価という方式は果たしてこのままずっと持っていった方がいいのか、こういうことも含め、やはり話の場があればいいかなという思いがするので、そこも私の提案、意見ということで聞いておいてください。

二ノ宮委員 以前からずっと聞きたいと思っていたのが、ちょうど今日、この第111号議案に出たので、あくまでも一般論ということで教えてください。

この例でいくと、約94億円が約122億円になって、そのとき私はいなかったですが、今回はそれが約151億円に変更ということです。この差であります、当初設計の時点では到底分からないものなのか、何か設計のやり方がおかしいと思っています。特に落札率が90%で、あとまた10%の追加工事が出て100%になるという悪い言い方をよくされていました。1回落札率を下げ、その代わり追加でまた何かなるのではないかと、それが本当かどうか分かりませんが。

そういう中で、この財源、例えば国の補助金を使って、ここで言えば地方債、起債をする中で94億円から151億円になって、財源の問題はないかと思っています。

もう一つは追加工事の必要性、誰がどういうプロセスで決めるんですか。私には到底分かりません。もちろん、素人ですから。

その三つについて、できたら教えてください。

成瀬河川課長 まず、1点目の当初設計についての考え方です。もともと阿蘇・竹田地域、豊肥地域になりますが、阿蘇山の——（「すみません。一般論で結構です」と言う者あり）今回の当初設計については、他の全国にあるダムの治水対策の標準の設計があり、その標準の設計のまず倍ぐらいを想定して当初設計を組んでいます。

次に、追加工事の必要性です。誰がこの対策、追加が妥当だと判断するのかですが、この事業は国の補助事業なので、まずは国です。国においても技術的な判断は、土木研究所という研究

機関があり、いろんな実験や試験データを基にした止水の目標値が示されているので、その目標値をクリアするには、追加でどのような工事をしないといけないのか協議する中で、工法を決定しています。

最後に、3点目の財源ですが、必要な対策工事を行うことによる増額を国に承認いただき、なおかつ、当然、県の補助事業で公共事業として進めているので、事業評価監視委員会にも内容を審議していただき御了承を得ています。

二ノ宮委員 特に今回はダムで、なかなか表面的には分からないが多かったと思いますが、やはりさっき言った3点について、ちょっとおかしいなと——おかしいとは言いませんが、その辺をしっかりとさせていただきたいと思っていたので言いました。よろしくお願いします。

島津土木建築部長 1点だけ補足します。

土木工事の変更について、特に地下の、例えば、ほとんどの土木工事、構造物は土の中に基礎を置くので、基礎にあたる部分、あるいはトンネルを掘るとき土質について事前に調査を行います。

例えば、弾性波探査と呼ばれる試験やボーリング調査をやった上で、最も確実に妥当な工法を選んでやっています。

しかし、例えば、ボーリング調査で言うと、本当に広大な土地の中のある一点を調査し、それから類推しながら地質の状況を判定しますが、実際にはやはり掘り進んでみないと分からない。そうすると、想定と違う土質が出てくることは間々あります。

したがって、減額になることも中にはありますが、仰せのように増額のケースもたくさんあります。それはそれぞれの状況に応じた適切な工法を選んでいるということで、それを間違わずにやるためには、かなり無限に近い数のボーリング調査をやらなければなりません。しかし、それは極めて不経済なので、その掘り進んでいく過程で、その土質に応じた工法に変更していくことの方が合理的だという判断で、我々はそういう対応をしています。

吉竹委員 ちょっと教えてもらいたいですが、

今度の補正で、昨年7月頃の話がありましたね。ほぼ大きな工事発注はできている認識を持っています。竹田市もそうですが。そのときに、前回は私は話をした記憶がありますが、工事自体にはならない、例えば堆積土砂、まだ残っていますね。住宅がそばにないなどの緊急性がないものについては、そのまま置きざらしですよ。そういう状況のところがありますよね。要するに何もしていないところ。今回、やはりそういうところも、年が明けて、梅雨が来れば危険なので、逆に言えば、そういうところも今度しないといけないと思います。それが今回の補正の中で細かく出ていないので、そういうところも加味されているのか、その点を教えてください。

成瀬河川課長 河床掘削についても、当然、現地の調査を各土木事務所がしているので、今回の補正、また単費での——単費はゼロ県債という制度があるので、そちらの制度も利用しながら対応していく予定としています。

吉竹委員 そのときに結局、出先の機関ですよ。地元の土木事務所がどうのこうの言う、そういう話ではなく、現予算の中で掘削できる、土砂をのけられる予算は使い切ってしまう、ないときには発注できませんね。だから、今回の補正が付けばという話があるので、そういうことも可能なかと聞きました。

成瀬河川課長 個別の箇所についてはなかなか難しいですが、当然、予算には限りがあるので、今回補正をいただき、かなりの部分が対応可能になっていくのではないかなど、そういう箇所を優先して対応していくことにしています。

大友委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

大友委員長 ほかにないようですので、これをもって、土木建築部関係の審査を終わります。

執行部はお疲れさまでした。

〔土木建築部退室〕

大友委員長 内部協議を始めます。

まず、閉会中の所管事務調査の件について、お諮りします。

お手元に配付のとおり、各事項について、閉会中の継続調査をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

大友委員長 御異議がないので、所定の手続を取ることにします。

次に、前回の委員会で協議した12月13日及び14日に実施予定の県内所管事務調査についてです。

行程については、お手元に配付のとおりです。延期前からの変更はありません。

出欠の変更等があれば、事務局にお伝えください。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

大友委員長 別にないようですので、これで委員会を終わります。

お疲れさまでした。